

**【掲載官報】**

平成 22 年 10 月 15 日 本紙第 5417 号

**【法令名】**

○戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法附則第二条の政令で定める日を定める  
政令

**【法令番号】**

平成 22 年 10 月 15 日 政令第 212 号

**【管轄省庁】**

総務省

**【施行期日】**

平成 22 年 10 月 15 日

**【制定の根拠規定】**

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成22年法律第45号）附則第2条

**【法令のあらまし】**

\* 要旨

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成22年法律第45号）附則第2条の政令で定める日を、平成22年10月24日とする。

(本則関係)

.....